

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	県民生活課	検索番号	1-1
法令名	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	根拠条項	法第10条	
不利益処分	業務に関する必要な指示			
(根拠規定)				
○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律				
第十条 主務大臣は、会員制事業者が第三条から第五条まで若しくは第六条から前条までの規定に違反し、又は会員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。				
(処分基準)				
○業務に関する必要な指示についての処分基準は、次のとおりとする。				
〔ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律に基づく不利益処分に係る処分基準〕				
法第10条の規定による会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関する必要な指示は、報告徴収又は立入検査等により、あるいはそれによらなくとも、法に違反する事実及び会員の利益が害されていることが明らかとなり、かつ、これらの違反等が比較的軽微なため、行政指導によって改善されると認められる場合に行うものとする。				
なお、指示の内容については、違反行為の違法性と指示内容の程度との相当性、さらに、類似の違法行為があった場合に比べ不当に差別的な取扱いとならないこと等を勘案して判断することとする。				
(その他)				